

会 議 録

会議の名称	令和８年度第２回東久留米市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和８年８月１３日（木）午前９時３０分から午前１１時３０分				
開催場所	東久留米市役所７階　７０３会議室				
出席者 及び欠席者	●出席者（敬称略） 委　員：松波　淳也、紺野　琢生、齋藤　正人、土屋　健治、光永　裕子、 鹿島　洋子、桑原　留里子、細田　季実子、横山　雄一 事務局：関部長、島崎課長、岩崎係長、有原係長、富田主事、松澤主事 E J E C：渡邊、森、山崎 ●欠席者（敬称略） 委　員：細貝　恵子				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由	—	傍聴者数	０名
会　議　次　第	１．開会 ２．議事 （１）一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について （２）家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について （３）被害想定と災害廃棄物発生量について （４）その他 ３．閉会				
配　布　資　料	資料１－１　一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について 資料１－２　家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について 資料２　　　被害想定と災害廃棄物発生量について				
問い合わせ先	東久留米市環境安全部ごみ対策課 電話：０４２－４７３－２１１７（直通）				

会議経過（意見等要約）

以下では、一般廃棄物処理基本計画を「一廃計画」、災害廃棄物処理計画を「災害計画」、東久留米市廃棄物減量等推進審議会を「審議会」とする。

1. 開会

出席状況の確認。細貝委員が欠席。

会議の成立

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

2. 議事

（1）一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について

【会長】

一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料1-1「一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について説明。

行政区域内人口

ごみの排出量には人口の増減が影響する。

現計画では令和2年度をピークに減少すると見込まれていたが、実績では令和3年度にピークを迎えた後わずかに減少し、令和7年度には再び増加に転じている。令和7年度は、現計画の予測値と実績値との間に約3,000人の差が生じている。

ごみ・資源物排出量の推移

令和7年度の総排出量、1人1日当たりの総排出量、行政回収による1人1日当たりのごみ・資源物排出量は、いずれも実績値が目標値を下回っている。

平成29年10月には家庭ごみのうち「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」の指定収集袋の有料化が始まり、平成30年度には排出量が大幅に減少しているが、その後、日常生活に有料化が馴染み、令和元年度からは増加に転じているものと推測される。

また、令和3年度以降の減少は、コロナ禍に一時増加した片付けごみの落ち着きやテレワーク・ペーパーレス化の浸透など、生活様式の変化によるものと推測される。

処理量の推移

令和7年度の1人1日当たりの焼却処理量は、ごみ排出量と同様に推移しており、461.7g/人・日まで減少している。

令和7年度の焼却残さ量は、実績値が目標値を下回っている。なお、発生した焼却灰は、全量がセメント原料として資源化されている。

資源化量の推移

令和7年度の総資源化量は1万692トン、資源化率は37.9%である。生活スタイルの変化、リユース拡大、容器の軽量化等の影響で資源化量自体は減少傾向にあるが、令和7年度は、総排出量の減少幅が資源化量の減少幅を上回ったため、計算上の資源化率は増加している。

最終処分量の推移

柳泉園クリーンポートで焼却処理された後の残さは、東京多摩広域資源循環組合のエコセメント化施設で全量再利用されているため、平成28年度から令和7年度まで、最終処分量は0トンである。

ごみ組成分析結果

可燃ごみについては、紙類やプラスチック類の割合が減少傾向にある一方、相対的に水分を多く含む厨芥（生ごみ）の割合が増加しており、ごみの燃えやすさを示す「低位発熱量」が低下傾向にある。不燃ごみについては、毎年約4割をプラスチック類が占めている。

なお、いずれも東久留米市だけのごみ組成というわけではなく、東久留米市、清瀬市、西東京市を合わせたごみ組成である。

多摩地域との実績比較

多摩地域ごみ実態調査結果では、多摩地域30自治体の中で、1人1日当たりの総排出量（集団回収を含まない）は16位である。

環境省一般廃棄物処理実態調査結果では、多摩地域30自治体の中で、1人1日当たりの総排出量（集団回収を含む）は22位、資源回収率は13位、最終処分率は1位、1人当たり年間処理経費の低さは14位、最終処分減量に要する費用の少なさは3位である。

目標数値との比較

令和7年度時点において、国の計画で定められている目標は全て達成しており、都の計画及び現計画の目標の一部は未達成である。

市の目標項目である家庭ごみ原単位505g/人・日の目標値は既に達成しており、この達成には家庭ごみ有料化制度の導入が一因として想定される。家庭ごみ有料化制度の検証結果については資料1－2で説明する。

本市のごみ処理の課題

ごみの減量については、生ごみや食品ロスのさらなる減量に向けて検討する必要がある。

ごみの資源化については、資源物の分別の徹底や新たな資源化品目の検討が必要である。なお、新施設整備においては、国の交付金要件となる「製品プラスチックの資源化」の実施についても検討する必要がある。

収集運搬については、戸別収集体制を維持するとともに、小型家電の回収方法等を検討する必要がある。

処理・処分については、「製品プラスチックの資源化」の実施、油污れ等が付着した資源化に適さないプラスチックの処理方法や分別区分、リチウムイオン電池対策について検討する必要がある。

ごみ処理経費については、光熱費や人件費等の上昇に伴う処理経費の増加に対応できるよう、経済性にも配慮した施策を検討する必要がある。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。
東久留米市では製品プラスチックの資源化についてどのように考えていますか。

【事務局】

新施設整備に当たり、交付要件として製品プラスチックの資源化が求められています。東久留米市単独ではなく、清瀬市、西東京市、柳泉園組合と足並みを揃えて検討していく予定です。

【委員】

製品プラスチックとはどのようなものでしょうか。

【事務局】

容器包装プラスチックは、ペットボトルのラベル等、物を包装しているプラスチック包装物を指します。一方、製品プラスチックは、バケツやお風呂の椅子等、製品としてそのまま使用できるプラスチックを指しており、現在不燃ごみに区分されています。

【委員】

プラマークがついていないプラスチックが製品プラスチックということでしょうか。

【事務局】

ご認識のとおりです。

【委員】

高齢者は分別することが難しく、プラスチックについてはプラマークの有無で判断していることが多いと感じます。

【事務局】

分別区分の変更については慎重に検討しながら進めていき、変更となる場合には、適切な周知を図っていく必要があると認識しています。

【会長】

他自治体では、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収している自治体もありますが、そのような検討はされていますか。

【事務局】

製品プラスチックの資源化に関する法整備はまだ進んでいないこともあり、プラスチックの回収方法については、あまり検討は進んでいない状況です。

なお、容器包装プラスチックと製品プラスチックは資源化ルートが異なるため、一括回収する場合は、施設で両者を分別する作業が生じ、また、きちんと分別しないまま資源化を行うと、再資源化物の品質が落ちてしまう懸念があります。そのような点も考慮しつつ、資源化方法の検討を包括的に進めていく予定です。

【副会長】

23区では、これまで容器包装プラスチックも資源化していなかったため、一括回収が検討されています。多摩地域は既に容器包装プラスチックを資源化してきているので、製品プラスチックと一括で回収する場合には、これまで容器包装プラスチックの収集や資源化を行ってきた事業者にも、処理方法変更の負担が生じることになるものと考えます。

【委員】

汚れたプラスチックは、不燃ごみとして排出された後に焼却処理されているのはなぜでしょうか。また、弁当容器などは可燃ごみとして排出している自治体もありますが、どの分別区分で排出すればよいのでしょうか。

【委員】

容器包装プラスチックの分別が始まる前は、プラスチックは全て不燃ごみとしており、容器包装プラスチックの分別開始後も容器包装プラスチック以外のプラスチックは、混乱を招かないよう、不燃ごみのままとしていました。汚れたプラスチックの焼却処理については、現在の柳泉園クリーンポートで処理を開始する際に、プラスチックの焼却処理は環境にも問題ないという実証実験の結果を基に、市民の皆様にご説明をさせていただき、納得していただいた経緯があります。

【事務局】

汚れたプラスチックは積極的に焼却処理しているのではなく、重量も軽く、不燃ごみから分別ができるために、結果として焼却処理をしているのが現状です。

プラスチックの焼却処理は、ダイオキシン類の発生の懸念から、反対意見がありましたが、施設の処理技術の高度化やプラスチックの成分の変化により、現在では焼却処理をしても問題ない状況です。

【委員】

食品ロスの削減について、賞味期限と消費期限の違いが分からない高齢者が多いと感じています。例えば鶏卵の賞味期限は、国内では約2週間ですが、加熱調理をする場合が多い国外では、約1か月です。国内の賞味期限は、世界の中でもより安全を見積もって設定されていること、また賞味期限と消費期限の定義を正しく認識することが重要と考えます。

また、フードバンクや子ども食堂に寄付するための食料品の受付について、現状ではごみ対策課まで持参する必要がありますが、市役所ロビーで受付をできるようにするなど受付拠点を増やすことで食品ロスの削減につながるのではないのでしょうか。食品ロスについての考え方を浸透させることが重要なのではないかと思います。

【事務局】

賞味期限と消費期限については、正しい情報を発信・周知・啓発できるよう、担当部署と共有します。

また、食料品の受付対応には人員が必要となるほか、口に入るものなので一定の品質管理も必要であるため、今後の仕組みづくりの中で課題が解決できるよう、検討させていただきます。

【会長】

モバイルバッテリーについて、東久留米市で火災等の事故はありましたか。

【事務局】

令和5年2月には柳泉園組合施設で火災があったほか、収集車では、不燃ごみの収集中にパッカー車から発火した事例があります。

【委員】

柳泉園組合施設での大きな火災は、令和7年度に2回、令和5年度に1回発生しており、夜間に発生したため、対応できる人員が少なく、設備に大きな被害が生じました。リチウムイオン電池の発火は時間経ってから生じることが多いため、対策が難しいと認識しています。

【会長】

膨らんでいるバッテリーの回収については、どのように対応していますか。

【事務局】

有害ごみの戸別収集の日に収集しているほか、小型家電回収ボックスでも回収しています。小型家電回収ボックス内での落下はそれほど大きな衝撃ではないため、発火にまでは至らないと考えています。

【会長】

バッテリーの分別区分は、不燃ごみではなく有害ごみという理解でよいでしょうか。不燃ごみとして収集し、施設で手選別している自治体もあると聞いたことがあります。

【事務局】

不燃ごみだとパッカー車の中での発火につながるため、分別区分としては有害ごみになります。

【委員】

自治体により分別区分が異なることから、転入出で分別区分が曖昧になっている市民もいます。東久留米市でリチウムイオン電池の分別収集が開始されたのも最近であるため、これらの広報にはさらに力を入れていただきたいです。

【委員】

23区と多摩地域でも分別区分が異なっており、特に東久留米市の分別区分は細かいと言われていきます。

【会長】

リチウムイオン電池に起因する火災への対応に費用を要している旨を周知することも重要と考えます。

【事務局】

具体的な施策については、次回以降の審議会での議題とさせていただきます。リチウムイオン電池の分別収集については、これまでも指定収集袋の無料全戸配布の際にチラシも配布し、周知・啓発を実施しているため、今年度も同様に実施いたします。

（２）家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について

【会長】

家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料1－2「家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について」に基づき、家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について説明。

家庭ごみ原単位の目標達成と制度検証の関係

令和7年度の家庭ごみ原単位の実績値は、令和18年度の目標値505g/人・日を現時点で下回っており、家庭ごみ有料化や、市民の皆様の取組の成果により、目標以上に減量が進んでいる状況である。

一方、家庭ごみ有料化制度の検証においては「ごみ排出量」だけでなく、「手数料収入」「収集・製造等の経費」「物価や調達環境の変化」も含めて総合的に評価する必要がある。

家庭ごみ処理手数料収入の推移

ごみの減量や指定収集袋の購入枚数の減少に伴い、手数料収入は減少傾向にあり、令和元年度から令和6年度にかけて、12.8%減少している。

家庭ごみ処理手数料収入（歳入）及び関係事業費（歳出）

令和元年度から令和6年度にかけて、家庭ごみ・資源物収集事業費（歳出）は8.1%増加、家庭ごみ有料化事業費（歳出）は6.8%増加している。

収集事業費に対する手数料収入の割合（充当率）は、令和元年度から令和6年度にかけて、6.5ポイント低下しており、歳出の増加に対して歳入の比率が減少している。

指定収集袋の製造等経費及び調達環境

令和元年度から令和6年度にかけて、配送枚数は13.2%減少したが、製造費決算額は1.7%増加している。さらに、令和7年度の製造費予算は前年決算比で13.4%増加している。

また、配送枚数1枚当たりの製造費も7.27円から8.52円へ上昇しており、袋製造・物流を取り巻く環境は不透明で経費が上昇傾向にある。

プラスチックフィルム・シート価格指数

日本銀行が公表しているプラスチックフィルム・シートの価格指数は、原料（ポリエチレン等）の調達価格上昇や流通の滞りによる製造委託費の上昇に起因し、制度開始時の平成29年から令和7年にかけて、年次指数で26.4%、月次指数で44.3%上昇している。

手数料の据え置きと市民負担の関係

制度開始以降の物価上昇の中においても、家庭ごみ処理手数料は据え置かれていることから、市民の実質的な負担水準は相対的に低下していると考えられる。

制度効果の検証結果と今後の方向性（事務局整理）

目標値の達成やごみ排出量の減少から、有料化による減量効果は継続していると評価できる一方、手数料収入の減収、製造・物価コストの上昇等の課題がある。

そのため、事務局としては現時点では現行の手数料を維持することとし、社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合に、必要に応じて適宜制度の確認・見直しを図る方針である。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

中東情勢の影響による印刷インクの調達難のため、ポテトチップスの袋が白黒になったように、印字部分のみ着色し、指定収集袋自体は透明にすることで、指定収集袋の手数料が抑えられるのではないのでしょうか。可燃ごみや不燃ごみよりも、容器包装プラスチックの指定収集袋の手数料が安いのは、容器包装プラスチックの指定収集袋の色が透明なためだと思っています。

【事務局】

製造業者に確認したところ、指定収集袋の製造費の高騰は、原料の調達費用高騰が主な要因であるとのことで、指定収集袋の色が製造費に与える影響はそれほど大きくないものと考えています。また、透明な袋にした場合、中身が見えることに抵抗を感じる市民もおられます。また、市民の皆様に積極的にリサイクルしていただくために、可燃ごみや不燃ごみよりも、容器包装プラスチックの指定収集袋の手数料を安く設定しています。

【会長】

家庭ごみ処理手数料の改定を考えているのでしょうか。

【事務局】

資料1－2の9ページ「事務局の考え方」に記載しているとおり、現時点では現行の手数料を維持することが妥当と考えていますが、事務局の考え方のみでは推し進めていくことはできないため、資料1－2の内容を踏まえて、委員の皆様のご意見も伺いたいと考えています。

【会長】

指定収集袋の有料化は、ごみの減量が趣旨と認識しているため、ごみの減量効果が継続している現状においては、手数料を改定する理由はないと考えます。

【委員】

ごみの減量目標を達成しているほか、有料化には適切な分別を促す意図も含まれていると認識しています。手数料を減額する場合、分別意識の低下につながる可能性があるため、手数料を改定する必要はないと考えます。

なお、ごみの減量には、高齢化と物価上昇により消費活動が低迷していることも一因と考えています。

【委員】

有料化及び事務局の啓発活動がごみの減量につながっていると感じており、ごみの減量状況を考慮すると、手数料は据え置きとしていただけると、市民としてもありがたいと考えます。しかし、ごみ処理施設の火災等により、ごみ処理費用が不足する場合には、手数料の改定はやむを得ないと考えます。ごみの減量・分別については、チラシ等による啓発もしていただいているということで、市民一人一人がごみの減量に向けて気を付けていかなければならないと感じました。若い世代は分別を親任せにしていたり、一人暮らしで忙しいとチラシも見なかったりする可能性もあるので、リチウムイオン電池やごみの分別については、特に若年層への周知・啓発が必要と考えます。

また、生ごみの水切りもごみの減量には重要になるため、今後も気を付けていきたいと考えます。

【委員】

啓発活動は機会が多いほど市民の記憶に残るため、さらに推進していただきたいです。自分は一人暮らしであり、分別に気を付けているため、可燃ごみは5Lで週1回、容器包装プラスチックは20Lで月1回、不燃ごみはほとんど出ません。分別意識が低い家庭だと、ペットボトルも適正に分別排出できていないほか、組合や市の啓発チラシも、他の古紙と合わせて捨てている家庭もあると思います。

特にリチウムイオン電池は火災につながる危険性もあるため、有害ごみ9品目の分別については、さらに周知・啓発をしていただきたいです。

【委員】

次回、チラシ等も参考資料として配布していただきたいです。

【委員】

原料費の高騰を考慮すると、本来なら手数料の値上げをした方がよい状況ですが、手数料は据え置きをしてくださるということで理解しました。一度手数料を値下げすると、再度値上げすることは難しくなると考えます。いずれ、人件費や物価上昇により手数料を値上げしなければならない時期が来る可能性もあることを我々は認識しておいた方がよいと考えます。

【委員】

手数料については、現行の手数料が妥当だと感じています。また、前回の審議会時に配布していた雑がみさまの雑がみ回収袋は子どもからの評判も良かったため、資源物の分別も継続的に取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

雑がみについては、臭いがついている紙は資源化不可能として周囲に啓発しています。

【会長】

雑がみについて、古紙の禁忌品（製紙材料にならないもの）も含めて受け入れている事業者や自治体もあると聞いたことがあります。チラシ等にて雑がみの分別についても周知・啓発していただけると参考になると考えます。

（３）被害想定と災害廃棄物発生量について

【会長】

被害想定と災害廃棄物発生量について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料２「被害想定と災害廃棄物発生量について」に基づき、被害想定と災害廃棄物発生量について説明。

対象とする災害

次期災害計画で対象とする災害は、地震、風水害及び火山噴火とする。

災害廃棄物の種類

災害時に発生する廃棄物として、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、木くず、コンクリートがら等が挙げられる。

災害廃棄物発生量の推計

地震については、東京都が行った被害想定では、多摩東部直下地震の「冬・夕方・風速8m/s」のケースが最も被害が大きいと想定されており、災害廃棄物発生量は約19万トンと推計される。

風水害については、過去の浸水被害を参考に、最も被害が大きかった事例の床下浸水182棟（182世帯）を想定し、災害廃棄物発生量は113トンと推計される。

火山噴火については、東久留米市では2～10cmの降灰が想定されているが、木造家屋の倒壊が起こる可能性は低いとされていることから、災害廃棄物の発生も想定しないこととする。

次期災害計画で検討する災害廃棄物発生量

最も災害廃棄物発生量が多いと想定される、地震による災害廃棄物発生量19万トンを採用する。

避難所ごみ

避難所ごみ発生量は1日当たり11.0トンと推計される。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

近年では温暖化の影響で風水害の被害が大きくなっているように感じるため、風水害による災害廃棄物発生量はより大きく見込んだ方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】

風水害の発生頻度が増加していることは認識しています。しかし、次期災害計画の災害廃棄物発生量は、地震による19万トン进行想定しているため、風水害による災害廃棄物発生量がこの規模を大幅に超過しない限りは、対応は可能と考えています。なお、風水害の際は、腐敗しやすい災害廃棄物が多く発生すると想定されるため、風水害への対応方法についても次期災害計画に明記することで、計画の実効性を高めていきたいと考えています。

また、東久留米市ではインフラの整備も進んでいるため、平成に入ってから、風水害の大きな被害は生じていません。今後も引き続きインフラの整備を進めていくとともに、風水害が発生した場合は、次期災害計画に沿って対応する予定です。

【委員】

地震について、多摩東部直下地震の冬のケースにて災害廃棄物発生量が推計されていますが、夏場はペットボトルや生ごみの増加も懸念されるため、電気や水道が止まった場合も含め、季節についても、冬以外のケースも検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

【委員】

夏場については、電気や水道が止まり、生ごみ等が多く発生する可能性があると考えます。

【事務局】

冬は乾燥により、火災が発生しやすくなるため、他の季節よりも災害廃棄物発生量が多くなっています。

また、ペットボトルや生ごみ等については災害廃棄物には該当せず、また災害発生の有無に関わらず、排出量に季節変動がある品目です。当該内容については、一般廃棄物として一廃計画で整理する予定です。

【委員】

冬は火災による被害も想定されているとのことですが、地震による災害廃棄物発生量に、火災による災害廃棄物も含まれているという認識でよいでしょうか。また、災害廃棄物発生量の内訳は、季節で変動があるのではないのでしょうか。

【事務局】

災害廃棄物発生量は火災による被害も含む総量を示す数値となります。また、災害廃棄物発生量の詳細な内訳は、被害想定報告書等では設定されていません。季節で異なる対応方法については、次期災害計画に掲載するもしくは庁内の内部資料として取りまとめる方向で検討をします。

【委員】

近年の豪雨や地震等の知見も、次期災害計画に反映するべきだと考えます。

【事務局】

最新の災害廃棄物対策指針（改定版）は、東日本大震災や平成28年熊本地震等の知見を踏まえて改定された指針となります。近年の災害による被害については、指針の改定や環境省等の報告書で情報が公表され次第、それに基づいて災害計画を更新することとなります。

【会長】

最新の情報が公表され次第、災害計画にもその内容が反映されていくということで理解しました。

（４）その他

【会長】

委員の皆さんから何かご質問・ご意見等がありますか。

【委員】

質問・意見等特になし。

【会長】

事務局から何かご説明等がありますか。

【事務局】

次回以降の開催日程について、第3回審議会は9月11日（金）午後2時から庁議室で開催を予定しています。

詳細は改めて通知いたします。

３．閉会

以上をもって、予定の議事は全て終了。

令和8年度第2回東久留米市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。